

事務事業名 高齢者在宅福祉事業

出力日：令和04年03月15日

キーコード：179

施策：	10	高齢者福祉の充実 ~地域包括ケアシステムの推進~	財務コード	01030102-06-00
基本事業：	03	日常生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	高齢者が利用できる生活支援メニュー数		担当課	高齢者支援課
			担当係	高齢者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成12年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象 (誰、何に対して事業を行うのか)			2. 手段 (事務事業の内容、やり方、手順)						
市内居住のおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等			寝具洗濯サービス事業：独居の在宅ねたきりの高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な場合、寝具洗濯を業者に依頼ができる。(1人年2回まで) 【利用者負担金額】業者委託料の1割 短期入所事業：介護保険の対象外の高齢者等が、自宅での生活が一時的に困難になった時に、原則1週間まで養護老人ホームに入所ができる。 【利用者負担金額】1,720円/日 生保世帯で社会的理由の場合は無料 ねたきり老人介護手当：65歳以上の在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者(要介護4または5)を家庭で常時介護している市民税非課税世帯の介護者に支給 【支給額】月額20,000円						
3. 意図 (この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)									
在宅ねたきり高齢者の実態を把握し、困難となっている生活動作を支援することで、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる。									
4. 成果 (簡易評価は未記入)									
成果指標名称		単位	01年度実績	02年度実績	03年度当初	04年度要求	05年度計画	06年度計画	目標
利用者数 (実人数)		人	27	17	15	15			15
延べ利用回数		回	170	95	100	100			100
5. コスト									
事業費		計	千円	2,748	1,637	2,827	3,756		
		国	千円	0	0	0	0		
		県	千円	0	0	0	0		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他一般	千円	0	0	0	0		
正職員人工数		人工	0.02	0.02	0.02	0.02			
正職員人件費		千円	161	161	158				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	2,909	1,798	2,985	3,756			
6. 成果状況及びコメント (簡易評価は未記入)									
あがっている	【状 況】寝具洗濯サービスの利用実人数85人、短期入所事業の実人数31人、介護手当は、実人数1611人でいずれも昨年度より利用者は減少している。								
どちらかといえばあがっている	【原 因】寝具洗濯サービス及び介護手当について、施設入所や入院、死亡等による利用停止及び廃止となった事例が多かったことが影響している。								
あがっていない (停滞・低下)									
7. 評価及びコメント (簡易評価は未記入)									
対象動向	維持	類似事業	あり	以下の2事業は、介護保険法に基づく事業で類似事業あり。 ・ねたきり老人介護手当は、介護サービス未利用で在宅介護をする場合は、介護保険法に基づく事業で支給する。 ・短期入所事業は、介護保険の要介護認定を受けている場合は、介護保険法に基づく介護サービスを利用する。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案 (簡易評価は必要な場合のみ記入)				改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了	
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用 (維持/事業終了の場合は記入する必要なし)									
・住み慣れた地域で生活できるよう各事業を継続していく。 ・短期入所は、要介護認定の結果が出るまでの間や虐待対応の緊急避難として対応。この契機に必要な支援に繋ぐようにしている。 ・寝たきり老人介護手当は、国から、介護保険サービス利用者は、介護保険での支給対象外という方針が示された。				本市では以下の理由で本事業で対応することとした。 在宅介護の尊重：介護サービスを継続利用する事で、地域包括ケアシステム(住み慣れた地域で暮らし続けるまちづくり)を推進する。 在宅介護を推進することで介護給付費の抑制効果が見込める。					
事業開始背景及び現在の環境変化 (市民・議会等の要望)				備考・特記事項 or 進行管理欄					
・在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の維持を可能にし要介護状態への進行防止のため、平成12年から事業実施。 ・軽度生活援助ヘルパー派遣事業については、総合事業へ移行。(平成29年度は移行期間(継続利用のみ対応)で対応後完全移行。)				・平成29年度から寝具類等洗濯乾燥消毒サービス業務が特別会計から移行し、追加された。 ・令和元年度より、ねたきり老人介護手当について、介護サービス利用者については、本事業で対応する。					